

(別紙)**審査方法****1. 二次審査（プレゼンテーション審査）****(1) 審査方法**

※旧つつじが丘幼稚園跡地活用事業者募集要項（P. 10）参照ください。

(2) 実施方法

プレゼンテーション審査の実施方法等については、次のとおりとします。

（ア）応募者は提出した応募書類に基づいて、プレゼンテーションを実施します。

（イ）プレゼンテーションの時間は、1応募者あたり30分以内とします。

（ウ）プレゼンテーション実施後、30分以内の質疑応答時間を設けます。

（エ）プレゼンテーション会場への応募者の入場人数は6名以内とします。

（オ）プレゼンテーションに必要となるスクリーン、プロジェクター、ケーブル（HDMI）の機器類は町で用意します。PC、タブレット、その他必要な機器類は応募者で用意してください。

(3) 審査項目、項目詳細及び評価点（配点）

※旧つつじが丘幼稚園跡地活用事業者募集要項（P. 11）参照ください。

3. 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は失格します。

①提出書類に虚偽の記載等、不正の行為をした場合

②審査の公平性を害する行為を行った場合

③公募開始の日から優先交渉事業者の選定が終了するまでの間、優先交渉事業者選定に関して、自らまたは第三者を用いて事業者選定委員会委員に接触した場合

④その他、募集要項に定める手続き、方法等を遵守しなかった場合